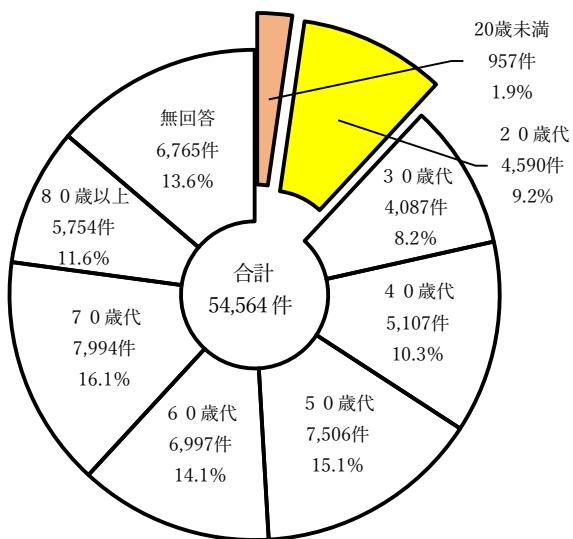


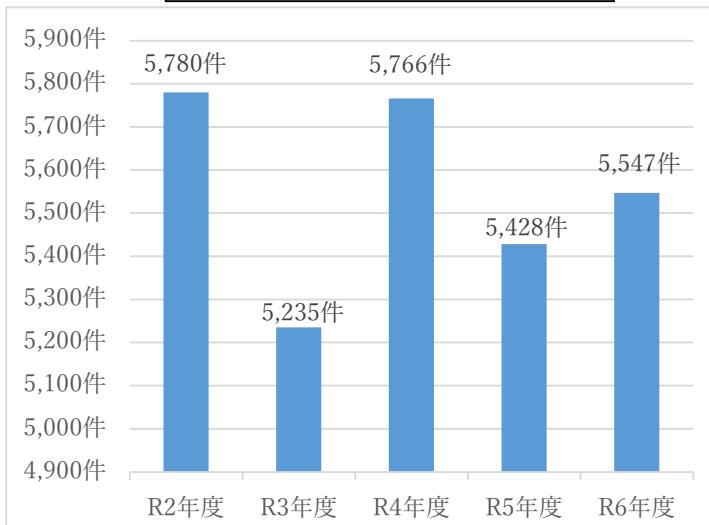
1 消費生活相談に占める若者からの相談状況

令和6年度に県内の消費生活相談窓口に寄せられた苦情相談件数（問合せ・要望を含む）は54,564件でした。このうち、29歳以下の若者からの相談件数は5,547件でした。

相談における契約当事者の年齢構成



若者からの年度別相談件数



※数値は、県くらし安全推進課「令和6年度消費生活相談の概要」（令和7年7月）より

2 若者からの最近の相談事例

無料の脱毛エステ体験後、特別プランを強く勧められ契約したが、支払えない

SNSでクーポンを見つけ予約した。エステ体験中、継続してエステを受けないと効果がないと契約を勧められたが断った。体験後、帰ろうとしたが、無料体験した人だけのお得なプランがあると言われ、話だけ聞くことにした。本日契約すれば、本来60万円の特典付きの特別プランが30万円で契約できると強く勧められた。お金がないと断ろうとしたが、「月々5千円なら支払えるでしょう」と言われ、渋々ローンを組んだ。その後、エステの予約がなかなか取れず、支払いも苦しいのでやめたい。

→脱毛エステ等、サービスの提供期間が長期にわたる契約は、慎重に検討し、借入をしてまで契約することは控えましょう。契約をやめたい場合、クーリング・オフができる場合がありますので、消費生活相談窓口まで相談してください。

簡単に稼げる副業サイトに登録し指示どおりにタスクをこなしたが報酬が得られない

SNSで無料動画を視聴するだけで報酬を得られる副業を見つかった。アプリをインストールし、指示に従って動画を視聴すると、1週間で2万円の報酬を得ることができた。その後、チームを組んでの高額タスクを勧められ、2万円の参加費用を指定の個人口座に振り込んだ。指示どおりにタスクをこなしたが間違いを指摘され、5万円の違約金を請求された。違約金を支払わなければ、チームの他メンバーにも報酬を支払えないと言われ支払ったが、報酬が得られない。

→簡単に稼げるようなうまい話はありません。「簡単に稼げる」の文言を信用しないようにしましょう。個人名義の口座への送金を求められた場合は、特に注意が必要です。少しでも変だなと思ったら、消費生活相談窓口に相談してください。